

## 第二次あだち都市農業振興プランの追記等

農業経営基盤強化促進法が一部改正（令和5年4月1日施行）され、区市町村の農業基本構想（足立区においては、「第二次あだち都市農業振興プラン」が基本構想に該当）に以下の内容を盛り込むこととなった。

- 1 従来の「青年農業者等育成センター」に替えて、就農から経営発展まできめ細やかなサポートを実施する拠点「農業経営・就農支援センター」が創設された。
- 2 以下の（１）（２）に関する記載事項等を追加することが定められた。
  - （１）農業を担う者の確保及び育成に関する事項
  - （２）農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

については、第1章4の（４）イの文言を修正する。また、同章4の（６）に追記する。

なお、同章4（６）は、「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標及びその他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項」に変更及びウを追記し、（７）に繰り下げる。

### 1 文言修正

【「第二次あだち都市農業振興プラン」5ページ（４）のイ】

- （１）修正前：都の就農相談機関である東京都青年農業者等育成センター（公益財団法人東京都農林水産振興財団）
- （２）修正後：都の農業経営・就農支援センターで就農支援業務を担う公益財団法人東京都農林水産振興財団

### 2 追記

【「第二次あだち都市農業振興プラン」7ページ（６）の前に追記文章（６）ア～ウが入ります】

- （６）農業を担う者の確保及び育成に関する事項

当区の特産農産物を安定的に生産し、農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、4の（２）、（３）及び（４）イに示す取組や、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組めます。

加えて、足立区の農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供や研修の実施等の支援を行います。

#### ア 農業を担う者の確保に向けた足立区の取組み

当区における農業を担う多様な者への支援について、J A東京スマイルなど関係機関と連携して、情報提供や、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施等のサポートを行います。

また、就農後の定着に向けて、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを行い、将来的には認定農業者へと誘導します。

#### イ 関係機関との連携・役割分担について

東京都農業会議、農業委員会やJ A東京スマイルと連携し、農地に関する相談対応や情報の提供等を行います。また、区は、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくりを行います。

#### ウ 就農等希望者のマッチングについて

当区は、J A東京スマイルと連携して、区内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、東京都及び農業経営・就農支援センターへ情報提供します。

農業を担う者の確保のため、J A東京スマイル等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、区の区域内において後継者がいない場合は、東京都及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供します。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、他区市町村農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行います。

【「第二次あだち都市農業振興プラン」7ページ(6)は(7)に繰り下げ、標題を変更し、追記文章(7)ウが入ります】

(7) 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標及びその他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

#### ウ その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、認定農業者等担い手の状況に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営の実現を後押しするため、都市農地貸借円滑化法に基づく農地貸借や農作業受委託等の取組を促進します。その際、足立区は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、認定農業者等の担い手が農業経営の改善を計画的に進めるための措置を必要に応じて講じます。